

## 寄与分を定める処分調停

遺産分割に当たって、共同相続人のうち被相続人（亡くなった方）の財産の維持又は増加について特別に寄与した者には、法定相続分の他に寄与分が認められますが、寄与分について相続人の協議が調わないとき又は協議ができないときには、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、寄与分を定める処分調停事件として申し立てます。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらった上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話合いが進められます。

なお、話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、審判手続が開始されますが、遺産分割審判の申立てをしないと不適法として却下されることとなります。